本書において、総合口座とは記号・番号の記号が「1」から始まる口座をいい、振替口座とは記号・番号の記号が「0」から始まる口座をいいます。

	ったまる口座をいいます。   自動振込(他の金融機関への送金)
	日到派と(他の金融機関へのと立)
ご 利 用 いただける方	●総合口座又は振替口座の加入者
送金方法	●送金人があらかじめ指定した期日に、また、金額を、送金人の総合口座又は振替口座
	の預り金から払い出し、この払出金を受取人の全国銀行内国為替制度に加盟する他の
	金融機関の預貯金口座に振り込むことにより送金することができます。
	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口(簡易郵便局の窓口を│
	除きます。)でお申込みください。
	※振込日は、毎日・毎週の指定曜日(月曜日から金曜日までに限ります。)・毎月
	の指定日の中から指定することができます。また、特別振込日を指定することもでき
	ます。
	※振込金額は、口座残高の全額・一定額・一定額を超過した額の中から指定でき
	ます。
料金	●振込料金(自動振込1件につき)
	振込金額 5万円未満 5万円以上
	料 金 550円 770円
	※振込金額を口座残高の全額又は一定額を超過した額とご指定いただいた場合で、
	振込前の口座残高(一定額を超過した額を振り込む場合は、一定額を超過した
	額) が50,550円~50,769円のときには、振込金額を49,999円とし、振込料金550円
	をいただきます。
	※料金には消費税(地方消費税を含みます。)が含まれています。
	●振込先は、他の金融機関の普通預金口座、貯蓄預金口座、当座預金口座又は別段
	預金口座に限られます。
その他	●振込日指定が毎日の場合、振込日が土曜日、日曜日又は休日(1月2日、1月3日、12月
	31日を含みます。)に当たるときは、振込を行いません。
	●振込日指定が毎週の指定曜日の場合、振込日が休日(1月2日、1月3日、12月31日を含
	みます。)に当たるときは、翌営業日に振込通知を発信します。
	●振込日指定が毎月の指定日の場合、振込日が土曜日、日曜日又は休日(1月2日、1月3
	日、12月31日を含みます。) に当たるときは、翌営業日(翌営業日が翌月になる場合
	は、当月の最終営業日)に振込通知を発信します。
	●総合口座又は振替口座の預り金の残高不足により、自動振込が継続して1年間でき
	なかった場合には、それ以後の取扱いはいたしません。
	●この取扱いには、自動振込規定その他関係規定が適用されます。
	●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずね
	ください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い
	合わせ・ご相談を承っております。
	ゆうちょコールセンター
	0120-108420 (通話料無料)
	電話※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。
	※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
	受付時間 ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。